

## 令和3年度山形県所得向上促進事業奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 非正規雇用労働者の所得向上を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）に規定する処遇改善を講じた事業主に厚生労働省が支給するキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（以下「賃金規定等改定コース」という。）を支給した場合に、この要綱に定めるところにより、県が山形県所得向上促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業事業主」及び「大企業事業主」とは、賃金規定等改定コースで規定する事業主をいう。「小規模事業主」とは、賃金規定等改定コースで規定する中小企業事業主のうち、業種分類が「製造業その他」においては企業全体の常時雇用する労働者数が20人以下、業種分類が「商業・サービス業」においては企業全体の常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいう。

### (支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、山形労働局管内に雇用保険適用事業所があり、次の各項のいずれかに該当する事業主とする。

#### 1 全ての非正規雇用労働者を対象とする場合

- (1) 平成29年4月1日から令和3年3月31日の間に全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を2%以上増額改定し、かつ改定後60日以内に所得向上実施報告書（様式第1号）を知事に提出していること
- (2) 賃金規定等改定コースのうち「全ての有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合」について、山形労働局長より支給決定を受けていること

#### 2 一部の非正規雇用労働者を対象とする場合

- (1) 平成29年8月1日から令和3年3月31日の間に一部（雇用形態別又は職種別その他合理的な理由に基づく区分に限る）の非正規雇用労働者の賃金規定等を2%以上増額改定し、かつ改定後60日以内に所得向上実施報告書（様式第1号）を知事に提出していること
- (2) 賃金規定等改定コースのうち「一部の有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合」について、山形労働局長より支給決定を受けていること

### (支給対象労働者)

第4条 奨励金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 平成29年4月1日から令和3年3月31日の間に非正規雇用労働者の賃金規定等を2%以上増額改定し適用した労働者であること。
- (2) 適用した日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であること。
- (3) 適用した日において、山形県内に住所があること。

### (資格要件)

第5条 事業主が、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの  
自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
- (6) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（支給金額）

第6条 奨励金の支給額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を支給する。

賃金規定等改定を行った場合		支給金額	
		全ての非正規雇用労働者を対象	一部の非正規雇用労働者を対象
(1) 支給対象労働者数 1人～3人	小規模事業主	65,000円	32,500円
	中小企業事業主	50,000円	25,000円
	大企業事業主	15,000円	7,500円
(2) 支給対象労働者数 4人～6人	小規模事業主	135,000円	67,500円
	中小企業事業主	100,000円	50,000円
	大企業事業主	35,000円	17,500円
(3) 支給対象労働者数 7人～10人	小規模事業主	200,000円	100,000円
	中小企業事業主	150,000円	75,000円
	大企業事業主	50,000円	25,000円
(4) 支給対象労働者数 11人～100人 (1人当たり)	小規模事業主	20,000円	10,000円
	中小企業事業主	15,000円	7,500円
	大企業事業主	5,000円	2,500円

（支給の申請）

第7条 申請事業主は、山形労働局長に賃金規定等改定コース支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日を経過する日又は令和4年3月7日のいずれか早い期日までに、知事に山形県所得向上促進事業奨励金支給申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 賃金規定等改定コース支給決定通知書の写し
- (2) 賃金規定等改定コース支給申請書の写し  
(山形労働局管内の公共職業安定所の受付印があるもの)
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要とする書類

(支給の決定)

第8条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査し、山形県所得向上促進事業奨励金支給決定通知書(様式第4号)又は、山形県所得向上促進事業奨励金不支給決定通知書(様式第5号)により事業主に通知するものとする。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業主は、賃金規定等改定コースの支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 賃金規定等改定コースの支給決定取消しや返還命令があったとき。
- (2) 支給対象の要件に反している事実が認められたとき
- (3) 偽りその他不正な行為(以下「不正受給」という。)によって支給を受け又は受けようとしたとき
- (4) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき

2 事業主が不正受給を行った場合は、以下の取扱いとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、県が実施する次に掲げる奨励金及び支援金は支給しない。
  - ア 正社員化促進事業奨励金支給要綱に定める奨励金
  - イ 所得向上促進事業奨励金支給要綱に定める奨励金
  - ウ 正社員雇用促進奨励金支給要綱に定める奨励金
  - エ 賃金向上推進事業支援金支給要綱に定める支援金
- (2) 当該不正受給を行った事業主の名称、所在地、不正の内容を山形労働局等関係機関に情報提供するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に奨励金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業主に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(疑義についての協議)

第12条 この要綱に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ知事あて協議するものとする。

(奨励金の経理)

第13条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。